

■議案第27号 四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成26年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「高知はた農業協同組合」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称 四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」

施設の所在地 四万十町大正16番地2

2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団 体 の 名 称 高知はた農業協同組合

団体の所在地 四万十市右山五月町7番40号

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

4. 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

四万十町道の駅物産販売所「であいの里」は平成2年に地域住民と都市住民の交流の場を目的とした農協直販所としてオープンし、「大正町農協婦人部」を中心に運営を行ってきました。

平成10年に道の駅「四万十大正」内の物産販売所としてリニューアルオープンし、平成18年より指定管理者として「高知はた農業協同組合」が選定され現在まで引き続き農協婦人部が中心となって、各地から訪れる観光客との交流を大事にし、素朴なおもてなしの心で取組み、地域の農林水産物や特産品を使用した商品等の開発・販売を行うなど、農家所得向上と地域の活性化にも大いに貢献しています。

「であいの里」は当該施設のオープン以来24年間地域の就業機会の確保に貢献するとともに、地域のイベントへ積極的に参加し地域の活性化にも貢献しています。

今後も親組織である「高知はた農業協同組合」が法人格を持つ経済団体として指定管理者となり、経理や経営面でのサポートすることにより地域に根差した安定的な施設運営が期待できるとともに、今後も施設を活用した地域振興や活性化につながる運営が行われるものと判断したので、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として、引続き「高知はた農業協同組合」を選定します。